能代市通所型短期集中予防サービス

「運動器機能向上教室」業務委託仕様書

１．委託事業名

　　令和７年度能代市通所型短期集中予防サービス「運動器機能向上教室」事業業務委託

２．目的

通所型短期集中予防サービス事業（以下「事業」という。）は、要支援者又は事業対象者となった者に対し、生活機能を改善する為の運動器の機能向上を実施する。介護予防ケアマネジメントにより明らかとなった対象者の目標を共有し、課題解決に向けたプログラムを提供することで、生活機能の維持向上を目的とする。

３．委託期間

　　令和７年５月下旬（契約締結日）から令和８年３月３１日まで。

４．実施主体

　　この事業の実施主体は、能代市とする。ただし、利用者の決定等に関することを除く事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる事業者等（以下「実施事業者」という。）に委託することができるものとする。

５．利用対象者

　　この事業の利用対象者は、次の各号のいずれかにも該当する者とする。

1. 能代市に住居を定め、現に居住している65歳以上の者
2. 要支援者又は事業対象者となった者に対し、地域包括支援センターが実施する介護予防ケアマネジメントにより事業実施が適当と認められた者

６．実施場所

　　実施会場の確保は、実施事業者において行うものとする。

　　事業を実施するのに十分な面積があり、かつ、安全を確保できる場所で、受託事業者が設置運営する能代市内の事業所又は公的施設等とする。

　　ただし、能代市が必要と認めるときは、この限りではない。

７．事業内容

厚生労働省が示す「地域支援事業実施要綱（平成１８年６月９日老発第０６０９００１号　最終改正令和６年８月５日老発０８０５第３号　厚生労働省老健局長通知）」、

厚生労働省ホームページに掲載されている、介護予防マニュアル(第4版　令和4年3月）<http://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000931684.pdf>

および資料１の基準に基づき、介護予防プログラムを3ヶ月間を目安に実施すること。

８．事業の実施体制

高齢者が介護予防に取り組みやすいよう下記のいずれかの体制があること

（１) 参加者が希望する場合、送迎も一体的に行う体制があること。

　(２) 受託者により市内に実施会場を複数カ所設置するサテライト型の体制があること。

９．事業の手順

　　この事業は（１）から（５）の順序に実施する。

1. 事前アセスメントの実施
2. 個別サービス計画の作成
3. 介護予防プログラムの実施
4. 事後アセスメントの実施
5. 地域ケア推進係への報告

10．実施期間、回数および時間

　　１コースは原則として週１回１２回連続、約３ヶ月間で行うこととし、うち２回のなかでは事前・事後アセスメントとして評価を実施し、契約期間内で完結することとする。

１回あたりの実施時間は９０分程度とする。

参加者の身体的状況に合わせて、送迎可能な事業所は、会場までの送迎を行うこととする。

事前に市の許可を得ることで、週１回分を週２日や３日に分割することも可能とする。

11．教室定員数

　　教室定員数は１０人程度とする。ただし、事業の効果的な実施が期待できる場合又は地域の実情等により市が必要があると認める場合は、この限りではない。

　　また、利用者の都合によって1会場につき利用申込者が少数となることもあるが、可能な限りプログラムを実施することとする。

12．従事者の資格

　　医師、保健師、機能訓練指導員、経験のある介護職員等が実施する。

機能訓練指導員とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師のことである。

13．委託料

　　利用者１回あたりの単価契約とする。基準単価は、１回（週２日、３日に分割した場合でも１回として計算する。）につき３，０００円とする。

委託料には、人件費、教材費、評価費、機器使用料、施設使用料、傷害保険料、印刷費、送迎費用等事業にかかる経費を含むこととする。

利用実績があった月について、委託費明細書（様式６）とともに所定の様式（様式５）で能代市に請求するものとし、能代市は正当な請求のあった日から起算して３０日以内に実施事業者に直接委託料を支払うものとする。

14．安全管理

　　安全に事業を実施するために、事故発生時の対応を含む安全管理マニュアルを整備し、常に安全管理に配慮し実施するものとする。さらに、参加者のプログラム実施中、送迎時の事故等に備えて、傷害保険に加入すること。

　また、感染症対策も行い、必要時は速やかに市へ報告を行う。

15．個人情報の保護

業務の実施に当たり、個人情報の漏えい、滅失及び殷損の防止、その他の個人情報の適切な管理のための必要な措置を図ること。また、業務に従事している者及び従事していた者は、当該業務に関し知り得た個人情報を他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

16．事業実施時提出書類

　　実施事業者は、各コース開始前に以下の書類を提出する。

　　・事業プログラム

　　・参加者配布書類

　　・従事職員一覧表

　　・従事職員の資格を証するもののコピー

16．報告

　　実施事業者は、介護予防プログラムを実施した月ごとに利用実績報告書（様式７）とともに請求書類一式を提出し、当該年度の全ての事業の終了後、利用者全ての運動器機能向上教室事業実績報告書（様式４）を提出して市長に対し報告するものとする。